墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年９月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第２５号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成２７年墨田区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

別表第１区長の部３１の項の次に次のように加える。

３１の２　墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成１９年3月２２日１８墨福衛保第１６８２号）による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第２区長の部３５の２の項の次に次のように加える。

３５の３　墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

付　則

この条例は、公布の日から施行する。